**平成２９年（フ）第２８２号**
埼玉県川口市新井町16番６号　リエス川口新井町102号
債務者　馬渕　雅彦
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第７０号**
埼玉県行田市持田２丁目18番３号
債務者　斎藤　辰弥
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２９年（フ）第１３３号**
千葉県市原市辰巳台東３丁目23番地17　フレンドリー小出103
債務者　竹内　正春
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第１４３号**
千葉市花見川区大日町1386番地２　グループホームはなみの家
債務者　三上　春代
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第２０６号**
千葉県市原市瀬又872番地90
債務者　小林　裕明
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第２１７号**
千葉県船橋市田喜野井２丁目25番８号
債務者　黒野　泰隆
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第２２８号**
千葉県船橋市行田３丁目２番22号　ぐるうぷほうむ礎
債務者　田中　　清
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第２４５号**
千葉市緑区誉田町１丁目749番地２
債務者　小林　正和
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第２７８号**
千葉県市川市中国分１丁目16番18号　（ミキハイツ中国分101号）
債務者　大久　　理
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第４８号**
新潟市西区青山５丁目８番46号　アールベルグ102号
債務者　山田　悦子
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで　新潟地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第７１号**
新潟県五泉市伊勢の川３番50号
債務者　片野　貴之
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで　新潟地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第７３号**
新潟市中央区山田町１丁目3963番地１　磯部ハウスメール306号
債務者　太刀川綾子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで　新潟地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第８０号**
新潟市西区坂田791番地１
債務者　桑原サナイ
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで　新潟地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第８６号**
新潟市中央区寄附町5013番地６
債務者　前田　和幸
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで　新潟地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第９３号**
新潟市西蒲区中郷屋29番地１
債務者　城能　弘美
1　決定年月日時　平成29年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで　新潟地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第６５号**
山梨県甲斐市西八幡2291番地　芦澤住宅　１号、前住所山梨県甲斐市玉川918番地４　ニカミ住宅
債務者　吉岡　光一
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第７２号**
山梨県南アルプス市東南湖968番地１、前住所山梨県南アルプス市古市場326番地１　ハイツカーム101
債務者　駒井　淳二
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで　甲府地方裁判所民事部破産係